

# 第 1 0 次 鳥 獣 保 護 事 業 変 更 計 画 書

平成 1 9 年 4 月 1 日 から

6 年 間

平成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで

宮 城 県

平成 2 4 年 3 月

## 目 次

第 1	計画の期間	1
第 2	鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区指定	1
(1)	方針	1
	指定に関する中長期的な方針	1
	指定区分ごとの方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
	既設鳥獣保護区の変更計画	4
2	特別保護地区の指定	7
(1)	方針	7
	指定に関する中長期的な方針	7
	指定区分ごとの方針	7
(2)	特別保護地区指定計画	8
3	休猟区の指定	10
(1)	方針	10
(2)	休猟区指定計画	10
4	鳥獣保護区の整備等	15
(1)	方針	15
(2)	整備計画	15
	管理施設の設置	15
	利用施設の整備	15
	調査，巡視等の計画	16
第 3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	17
1	鳥獣の人工増殖	17
(1)	方針	17
(2)	人工増殖計画	17
2	放鳥獣	17
(1)	方針	17
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	18
第 4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	19
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	19
(1)	許可しない場合の基本的考え方	19
(2)	許可する場合の基本的考え方	19

( 3 ) わなの使用に当たっての許可基準	2 0
( 4 ) 許可に当たっての条件の考え方	2 0
( 5 ) 許可権限の市町村長への委譲	2 0
( 6 ) 捕獲等実施に当たっての留意事項	2 1
( 7 ) 捕獲物又は採取物の処理等	2 1
( 8 ) 捕獲等又は採取等の情報の収集	2 1
( 9 ) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	2 1
2   学術研究を目的とする場合	2 2
3   鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	2 3
( 1 ) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	2 3
( 2 ) 鳥獣による被害発生予察表の作成	2 3
予察表	2 3
予察表に係る方針等	2 4
( 3 ) 鳥獣の適正管理の実施	2 5
方針	2 5
防除方法の検討，個体数管理の実施等の計画	2 5
( 4 ) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 5
方針	2 5
主な対象鳥獣の許可基準	2 6
( 5 ) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	2 7
方針	2 7
捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	2 7
指導事項の概要	2 7
4   特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 7
( 1 ) 許可対象者	2 7
( 2 ) 鳥獣の種類・数	2 8
( 3 ) 期間	2 8
( 4 ) 区域	2 8
( 5 ) 方法	2 8
5   その他特別の事由の場合	2 9
第5   特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項	3 0
1   特定猟具使用禁止区域の設定	3 0
( 1 ) 方針	3 0
( 2 ) 特定猟具使用禁止区域設定計画	3 0
( 3 ) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	3 1
2   猟区設定のための指導	3 4
( 1 ) 方針	3 4

( 2 ) 設定指導の方法	-----	3 4
第 6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	-----	3 5
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	-----	3 5
( 1 ) 計画策定の目的	-----	3 5
( 2 ) 対象鳥獣	-----	3 5
( 3 ) 計画期間	-----	3 5
( 4 ) 対象地域	-----	3 5
( 5 ) 関係都道府県との連携に関する方針	-----	3 6
2 実施計画の作成に関する方針	-----	3 6
( 1 ) 実施計画の作成	-----	3 6
( 2 ) 設定指導の方法	-----	3 7
第 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	3 8
1 基本方針	-----	3 8
2 鳥獣保護対策調査	-----	3 8
( 1 ) 方針	-----	3 8
( 2 ) 鳥獣生息分布調査	-----	3 8
( 3 ) 希少鳥獣等保護調査	-----	3 9
( 4 ) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	3 9
( 5 ) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	4 0
3 狩猟対策調査	-----	4 0
( 1 ) 方針	-----	4 0
( 2 ) 狩猟鳥獣生息調査	-----	4 0
( 3 ) 放鳥効果測定調査	-----	4 0
( 4 ) 狩猟実態調査	-----	4 1
4 有害鳥獣対策調査	-----	4 1
( 1 ) 方針	-----	4 1
( 2 ) 調査の概要	-----	4 1
第 8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	-----	4 2
1 鳥獣保護思想についての普及	-----	4 2
( 1 ) 方針	-----	4 2
( 2 ) 事業の年間計画	-----	4 2
( 3 ) 愛鳥週間行事等の計画	-----	4 2
2 野鳥の森等の整備	-----	4 3
3 愛鳥モデル校の指定	-----	4 3
( 1 ) 方針	-----	4 3

( 2 ) 指定期間	-----	4 3
( 3 ) 愛鳥モデル校に対する指導内容	-----	4 3
( 4 ) 指定計画	-----	4 3
4 安易な餌付けの防止	-----	4 4
( 1 ) 方針	-----	4 4
( 2 ) 年間計画	-----	4 4
5 法令の普及徹底	-----	4 4
( 1 ) 方針	-----	4 4
( 2 ) 年間計画	-----	4 4
第 9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	-----	4 5
1 鳥獣行政担当職員	-----	4 5
( 1 ) 方針	-----	4 5
( 2 ) 設置計画	-----	4 5
( 3 ) 研修計画	-----	4 5
2 鳥獣保護員	-----	4 5
( 1 ) 方針	-----	4 5
( 2 ) 設置計画	-----	4 5
( 3 ) 年間活動計画	-----	4 6
( 4 ) 研修計画	-----	4 6
3 保護管理の担い手の育成	-----	4 6
( 1 ) 方針	-----	4 6
( 2 ) 研修計画	-----	4 6
( 3 ) 狩猟者減少防止対策	-----	4 6
4 鳥獣保護センター等の設置	-----	4 7
( 1 ) 方針	-----	4 7
( 2 ) 鳥獣保護センター等の施設計画	-----	4 7
5 取締り	-----	4 7
( 1 ) 方針	-----	4 7
( 2 ) 年間計画	-----	4 7
6 必要な財源の確保	-----	4 7
第 10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	-----	4 8
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	4 8
2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	-----	4 8
( 1 ) 希少鳥獣	-----	4 8
( 2 ) 狩猟鳥獣	-----	4 8
( 3 ) 外来鳥獣等	-----	4 8

( 4 ) 一般鳥獣	-----	4 8
3 狩猟の適正管理	-----	4 9
4 入猟者承認制度に関する事項	-----	4 9
5 指定猟法禁止区域	-----	4 9
( 1 ) 方針	-----	4 9
( 2 ) 指定猟法禁止区域指定計画	-----	4 9
6 鳥類の飼養の適正化	-----	5 0
( 1 ) 方針	-----	5 0
( 2 ) 飼養適正化のための指導内容	-----	5 0
7 販売禁止鳥獣等	-----	5 0
8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	5 1
9 人獣共通感染症への対応	-----	5 2

【参考資料】

1 鳥獣保護事業計画図	-----	参 1	8 鳥獣保護センター等の現況	-----	参 3
2 自然公園区域図等	-----	参 1	9 宮城県内の市町村数	-----	参 4
3 県内面積等	-----	参 1	1 0 小鳥がさえずる森の現況	-----	参 4
4 小中学校数	-----	参 1	1 1 鳥獣保護区特別保護地区指定予定地の概要	-----	参 5
5 宮城県に生息する鳥獣	-----	参 1	1 2 宮城県版レッドデータブック：カテゴリー表	-----	参 6
6 鳥獣保護団体，愛鳥団体，調査研究機関等一覧	---	参 2	( 図 ) 鳥獣保護区等指定計画図		
7 鳥獣保護における管理・利用施設の現況	-----	参 3	( 図 ) 休猟区指定計画図		

## 第1 計画の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、新法に係る事項（特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域，鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）に関する記載事項は，改正法の施行期日（平成19年4月16日）から効力を発するものとする。

## 第2 鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

指定に関する中長期的な方針

本県は，緑豊かな自然環境に恵まれ，山岳地帯から海域まで多様な地形を有しているが，高度経済成長期を通じて山野の開発が進み，野生鳥獣の生息域が減少しつつあったことから，野生鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点として，積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた。その結果，第9次鳥獣保護事業計画終了時には，鳥獣保護区の面積は約144,164ヘクタール，県土面積に対する鳥獣保護区面積の割合は18.4%（ただし，海域を除く。）に達したところである。

これにより，安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに，本県域の生物多様性が現在まで引き継がれてきたものであり，獣類ではツキノワグマやニホンジカ等の大型獣類を始め34種が，また，鳥類ではイヌワシ等の猛禽類や「県鳥」であるガン類を含め388種の生息が報告（「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック」/宮城県2001年）されている。特に，ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」や「蕪栗沼・周辺水田」を含む県北地域は，全国に飛来するガン類の80%以上が越冬するなど国内最大級の渡り鳥の越冬地となっている。

今後とも，これら野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るとともに，過去から引き継がれてきた県内の多様な鳥獣相を保全し，次代に引き継ぐことができるよう，鳥獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定及び見直し等を行う。

指定区分ごとの方針

本計画の期間内においては，以下の指定方針に基づき，鳥獣保護区の適切な指定（期間更新を含む。）及び見直し等を行う。

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り，生物多様性の確保に資することを目的として，多様な野生鳥獣が生息する地域，野生鳥獣の生息密度の高い地域，天然林等の植生が野生鳥獣の生息に適している地域などを必要に応じて指定する。

#### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持することを目的として，主に県境の山岳地帯となっている地域などを必要に応じて指定する。

#### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図ることを目的として，これらの渡来地である湿地，湖沼，干潟等のうち，必要な地域を指定する。

#### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図ることを目的として，島しょ，断崖，樹林，草原，砂地，洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。

#### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリスト絶滅危惧類及び類若しくは絶滅のおそれのある野生動物リストに掲載されている鳥獣，宮城県レッドデータブックに掲載されている鳥獣などの生息地のうち必要な地域を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域を指定する。



(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	箇所	本計画期間に指定する鳥獣保護区							本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区							
				19年度	20	21	22	23	24	計(B)	19年度(*1)	20	21	22	23	24	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	42	52	箇所														2
	面積	12,600ha	52,748	変動面積	ha								*1,259ha		72	522		1,853
大規模生息地	箇所		2	箇所														
	面積		46,327	変動面積	ha							ha						
集団渡来地	箇所		3	箇所														
	面積		12,743	変動面積	ha							ha						
集団繁殖地	箇所		1	箇所														
	面積		71	変動面積	ha							ha						
希少鳥獣生息地	箇所		8	箇所														
	面積		6,975	変動面積	ha							ha						
生息地回廊	箇所		-	箇所														
	面積		-	変動面積	ha							ha						
身近な鳥獣生息地	箇所		30	箇所									1					
	面積		25,300	変動面積	ha							5 ha						
計	箇所		96	箇所									1 (*1)		1	1		3
	面積		144,164	変動面積	ha							ha		*1,264ha		72	522	1,858

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区							本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区							計画期間中の増減**	計画終了時の鳥獣保護区***
19年度	20	21	22	23	24	計(D)	19年度	20	21	22	23	24	計(E)		
				1		1									52
ha				841		841	ha							1,012	53,760
							ha								2
ha							ha								46,327
							ha								3
ha							ha								12,743
							ha								1
ha							ha								71
							ha								8
ha							ha								6,975
							ha								-
ha							ha								-
									1				1	1	29
ha							ha		45				45	40	25,260
				1		1			1				1	1	95
ha				841		841	ha		45				45	972	145,136

\* 面積錯誤による変更含む  
(箇所数の計に含めない。)

\*\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成19年度	森林鳥獣生息地	菅生	期間更新	690ha	ha	690ha	平成19年11月1日から平成39年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	釜房	期間更新	2,470		2,470	"	"	
	"	文字	期間更新	480		480	"	"	
	"	大崎西部	面積変更	4,533	1,259	5,792	平成18年11月1日から平成38年10月31日まで	面積錯誤	
	身近な鳥獣生息地	岩出山	区域拡大期間更新	601	5	606	平成19年11月1日から平成39年10月31日まで	鳥獣の移動経路確保のための区域見直し	
	"	気仙沼	期間更新	1,079		1,079	"	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	牧山	期間更新	1,262		1,262	"	"	
	計		7箇所		11,115	1,264	12,379		
平成20年度	森林鳥獣生息地	愛宕山	期間更新	550		550	平成20年11月1日から平成40年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	県民の森	期間更新	1,430		1,430	"	"	
	"	宮床	期間更新	600		600	"	"	
	"	泉ヶ岳	期間更新	1,940		1,940	"	"	
	"	加護坊山	期間更新	380		380	"	"	
	"	大平	期間更新	820		820	"	"	
	"	金成	期間更新	620		620	"	"	
	"	鹿折	期間更新	690		690	"	"	

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成20年度	森林鳥獣生息地	長面	期間更新	440		440	平成20年11月1日から平成40年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	蕃山	期間更新	610		610	"	"	
	希少鳥獣生息地	神割崎	期間更新	820		820	"	"	
	身近な鳥獣生息地	白石	期間更新	1,390		1,390	"	"	
	計		12箇所		10,290		10,290		
平成21年度	森林鳥獣生息地	奥武士	期間更新	650		650	平成21年11月1日から平成41年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	船形	期間更新	5,489		5,489	"	"	
	"	大の原	期間更新	795		795	"	"	
	"	一桧山	区域拡大期間更新	1,020	72	1,092	"	大型獣類保護繁殖のための区域見直し	特保含
	"	岩ヶ崎	期間更新	870		870	"	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	石投山	期間更新	436		436	"	"	
	希少鳥獣生息地	入谷	期間更新	1,510		1,510	"	"	
	身近な鳥獣生息地	牛野ダム	期間更新	110		110	"	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	大谷川	期間満了	45	45	0	平成元年11月1日から平成21年10月31日まで	生息環境の変化	
	計		9箇所		10,925	27	10,952		

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成22年度	森林鳥獣生息地	野中	期間更新	840		840	平成22年11月1日から平成42年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	化女沼	期間更新	351		351	"	"	
	"	田代	区域拡大	1,052	522	1,574	平成18年11月1日から平成38年10月31日まで	大型獣類保護繁殖のための区域見直し	
	"	水戸辺在郷	期間更新	1,690		1,690	平成22年11月1日から平成42年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	相川	期間更新	420		420	"	"	
	計	5箇所			4,353	522	4,875		
平成23年度	森林鳥獣生息地	薬菜山	期間更新	1,130		1,130	平成23年11月1日から平成43年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	鳴子	期間更新	2,280		2,280	"	"	特保含
	"	牡鹿	区域縮小期間更新	2,110	841	1,269	"	ニホンジカ農林業被害のための区域見直し	
	"	大島	期間更新	896		896	"	野生鳥獣の保護繁殖	
	"	網地島	期間更新	640		640	"	"	
	希少鳥獣生息地	相山	期間更新	84		84	"	"	
	計	6箇所			7,140	841	6,299		
合計	39箇所			39,290	972	39,003			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

指定に関する中長期的な方針

特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内で植生・地形等の自然的条件から見て、野生鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、工作物の設置や立竹木の伐採等に一定の制限を加えるもので、これまで設置目的に適合した9箇所8,653ヘクタールの指定を行っている。

特別保護地区については、鳥獣の保護のみならず、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の生息地の保護を図るために中核的な区域を指定するものであるため、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成19年環境省告示第3号。以下「基本指針」という。)の考え方に従い、鳥獣の生息状況に照らして、適切な区域指定を行う。

指定区分ごとの方針

本計画期間内においては、以下の指定方針に基づき、特別保護地区の適切な指定(再指定を含む。)及び見直しを行う。

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区  
良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定する。
- 2) 大規模生息地の保護区  
猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的領域について指定する。
- 3) 集団渡来地の保護区  
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的領域について指定する。
- 4) 集団繁殖地の保護区  
保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するために特に必要と認められる区域について指定する。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
保護対象となる鳥獣の繁殖・採餌の確保のため特に必要と認められる区域について指定する。
- 6) 生息地回廊の保護区  
保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる区域について指定する。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む。)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				19年度	20	21	22	23	24	計(B)	19年度	20	21	22	23	24
森林鳥獣生息地	箇所	3	2	箇所			1		1		2					
	面積	315ha	161	変動面積	ha		154		100		254	ha				
大規模生息地	箇所		2	箇所												
	面積		3,877	変動面積	ha							ha				
集団渡来地	箇所		1	箇所												
	面積		3,444	変動面積	ha							ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		49	変動面積	ha							ha				
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所												
	面積		1,022	変動面積	ha							ha				
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所												
	面積		100	変動面積	ha							ha				
計	箇所		9	箇所			1		1		2					
	面積		8,653	変動面積	ha		154		100		254	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区							本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む。)							計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
19年度	20	21	22	23	24	計(D)	19年度	20	21	22	23	24	計(E)		
											1		1	1	3
ha							ha				100		100	154	315
															2
ha							ha								3,877
															1
ha							ha								3,444
															1
ha							ha								49
															2
ha							ha								1,022
ha							ha								1
															100
											1		1	1	10
ha							ha				100		100	154	8,807

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成21年度 計	森林鳥獣生息地	一桧山 1 箇所	1,092ha	平成21年11月1日から 平成41年10月31日まで	154ha	平成21年11月1日から 平成41年10月31日まで	新指定
平成23年度 計	森林鳥獣生息地	鳴子 1 箇所	2,280ha	平成23年11月1日から 平成43年10月31日まで	100ha	平成23年11月1日から 平成43年10月31日まで	再指定
合 計		2 箇所			254ha		

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の維持を図るため、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえ、生息数の回復に必要な面積を休猟区として指定する。

新たに休猟区を指定する際には、狩猟鳥獣の生息状況、被害状況等を調査し、農林水産業関係者、住民等との調整を図る。

本計画期間内においては、第9次鳥獣保護事業計画と同様に、おおむね可猟面積の3分の1の地域が随時休猟区となるよう指定することを基本とするが、状況等を適切に踏まえ指定することとし、指定期間は原則として2年間とする。

なお、特定鳥獣による被害状況や生息状況等を踏まえ、「特例休猟区」の指定について検討する。

#### (2) 休猟区指定計画

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間	事務所名	備 考
平成19年度	1 白石市	西 山	1,600	2年	大河原地方振興事務所	基礎面積 728,553ha
	2 白石市, 刈田郡蔵王町	曲 竹	2,150	"	"	
	3 刈田郡七ヶ宿町	追 見	3,660	"	"	
	4 柴田郡村田町, 柴田町	村 田	1,884	"	"	各年度 標準指定面積 64,428ha
	5 柴田郡川崎町, 村田町	支 倉	1,600	"	"	
	6 伊具郡丸森町	筆 甫	2,584	"	"	
	7 伊具郡丸森町, 角田市	山 田	1,059	"	"	各年度 標準指定箇所 43箇所
	8 黒川郡大和町	荻ヶ倉	2,230	"	仙台地方振興事務所	
	9 黒川郡大郷町, 宮城郡利府町, 松島町	川 内	1,913	"	"	
	10 加美郡加美町	高 畑 山	1,056	"	大崎地方振興事務所	
	11 大崎市三本木	三 本 木	1,563	"	"	
	12 栗原市金成, 同市若柳	萩 野	1,893	"	栗原地方振興事務所	
	13 栗原市一迫, 同市花山	一 迫	2,540	"	"	
	14 登米市東和町	高 城 山	2,120	"	登米地方振興事務所	
	15 登米市津山町	津 山 南 部	3,885	"	"	
	16 石巻市, 牡鹿郡女川町	雄勝・御前	2,750	"	石巻地方振興事務所	
	17 本吉郡本吉町	徳 仙 丈 山	860	"	気仙沼地方振興事務所	
	18 気仙沼市	上 鹿 折	1,461	"	"	
	19 本吉郡南三陸町	白 山	2,590	"	"	
計		19箇所	39,398			



年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	事 務 所 名	備 考
平成20年度	1 白石市	鎌 先	3 , 5 1 0	2 年	大河原地方振興事務所	基礎面積 728,553ha
	2 刈田郡蔵王町	円 田	1 , 4 7 0	"	"	
	3 刈田郡七ヶ宿町	峠 田 岳	2 , 7 0 0	"	"	
	4 柴田郡川崎町	浪 形	1 , 6 3 0	"	"	各年度 標準指定面積 64,428ha
	5 柴田郡川崎町	本 砂 金	1 , 5 2 5	"	"	
	6 角田市	四 方 山	1 , 6 3 0	"	"	
	7 伊具郡丸森町	羽 出 庭	1 , 8 6 6	"	"	各年度 標準指定箇所 4 3箇所
	8 黒川郡富谷町	大 亀 山	9 3 0	"	仙台地方振興事務所	
	9 亘理郡亘理町, 山元町	亘理四方山	9 9 4	"	"	
	1 0 加美郡加美町, 色麻町	八 森 山	3 , 3 7 1	"	大崎地方振興事務所	
	1 1 大崎市岩出山, 加美郡加美町	多 田 川	2 , 7 5 0	"	"	
	1 2 大崎市岩出山	山 里	2 , 3 1 5	"	"	
	1 3 大崎市鳴子温泉	高 日 向 山	1 , 3 8 2	"	"	
	1 4 栗原市高清水, 同市瀬峰	四 ツ 檀 原	1 , 2 0 7	"	栗原地方振興事務所	
	1 5 栗原市栗駒, 同市鶯沢	稲 屋 敷	2 , 5 8 2	"	"	
	1 6 登米市東和町	南 ノ 沢	8 7 5	"	登米地方振興事務所	
	1 7 登米市南方町	南方北西部	2 , 4 5 4	"	"	
	1 8 登米市豊里町	笑 沢	2 , 3 0 0	"	"	
	1 9 石巻市, 東松島市	須江・赤井	2 , 3 7 1	"	石巻地方振興事務所	
	2 0 気仙沼市	新 城 南	2 , 1 8 4	"	気仙沼地方振興事務所	
	2 1 本吉郡本吉町	本 吉	2 , 3 5 2	"	"	
計		2 1 箇所	4 2 , 3 9 8			

年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	事 務 所 名	備 考
平成21年度	1 白石市	花 房 山	2 , 8 9 2	2 年	大河原地方振興事務所	基礎面積 728,553ha
	2 白石市	深 谷	1 , 9 9 0	"	"	
	3 刈田郡七ヶ宿町	稲 子	2 , 6 0 0	"	"	
	4 柴田郡村田町, 大河原町, 刈田郡蔵王町	沼 田	2 , 1 3 8	"	"	
	5 角田市, 柴田郡大河原町	毛 萱	1 , 9 0 0	"	"	
	6 伊具郡丸森町・角田市	小 斎	2 , 1 5 3	"	"	
	7 黒川郡大和町	下 原	2 , 0 4 8	"	仙台地方振興事務所	各年度 標準指定箇所 43箇所
	8 黒川郡大郷町	大郷大松沢	1 , 0 4 5	"	"	
	9 大崎市鳴子温泉, 同市岩出山	小黒ヶ崎	1 , 1 4 0	"	大崎地方振興事務所	
	10 加美郡加美町	切 込	1 , 1 7 0	"	"	
	11 大崎市三本木, 同市松山, 同市鹿島台	志 田	1 , 5 3 3	"	"	各年度 標準指定箇所 43箇所
	12 栗原市築館, 同市栗駒, 同市一迫, 同市鶯沢, 同市志波姫	王 沢	1 , 9 5 2	"	栗原地方振興事務所	
	13 栗原市花山	小豆畑	1 , 8 8 4	"	"	
	14 登米市東和町, 同市中田町	嵯峨立	1 , 2 4 4	"	登米地方振興事務所	
	15 登米市登米町, 同市東和町	楼 台	2 , 7 7 5	"	"	
	16 登米市石越町, 同市迫町, 同市中田町	南 面	2 , 4 7 5	"	"	
	17 石巻市	北 上	2 , 6 7 9	"	石巻地方振興事務所	
	18 本吉郡本吉町	徳仙丈山	8 6 0	"	気仙沼地方振興事務所	
	19 気仙沼市	小 原 木	1 , 8 5 2	"	"	
	20 本吉郡南三陸町	保 呂 羽	2 , 2 5 2	"	"	
計		20箇所	38,582			

年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	事 務 所 名	備 考
平成22年度	1 白石市	雨 塚 山	2 , 3 1 2	2 年	大河原地方振興事務所	基礎面積 728,553ha
	2 刈田郡蔵王町	青 麻 山	1 , 3 6 0	〃	〃	
	3 刈田郡七ヶ宿町	茂 ケ 沢	3 , 0 0 0	〃	〃	
	4 柴田郡大河原町 , 刈田郡蔵王町	金 ケ 瀬	1 , 7 8 7	〃	〃	
	5 柴田郡柴田町	富 沢	1 , 0 3 0	〃	〃	
	6 柴田郡川崎町	三 森 山	1 , 8 9 9	〃	〃	
	7 柴田郡川崎町・刈田郡蔵王町	大 鳥 谷	1 , 6 6 0	〃	〃	各年度 標準指定面積 64,428ha
	8 伊具郡丸森町	犬 飼	2 , 0 7 0	〃	〃	
	9 仙台市青葉区	赤 坂	1 , 7 6 8	〃	仙台地方振興事務所	
	1 0 宮城郡松島町	松 島	1 , 8 6 0	〃	〃	
	1 1 亘理郡山元町	坂 元	9 3 3	〃	〃	
	1 2 加美郡加美町	大 滝	1 , 6 8 5	〃	大崎地方振興事務所	
	1 3 加美郡加美町	柳 沢	1 , 5 9 4	〃	〃	各年度 標準指定箇所 4 3 箇所
	1 4 大崎市岩出山	真 山	2 , 8 9 0	〃	〃	
	1 5 大崎市田尻 , 遠田郡涌谷町	加 護 坊	1 , 6 5 2	〃	〃	
	1 6 栗原市栗駒 , 同市金成	津 久 毛	1 , 7 4 3	〃	栗原地方振興事務所	
	1 7 栗原市栗駒	沼 倉	2 , 1 1 7	〃	〃	
	1 8 登米市東和町	相 川	1 , 2 4 0	〃	登米地方振興事務所	
	1 9 登米市登米町 , 同市迫町 , 同 市中田町 , 同市米山町 , 同市 南方町	善 王 寺	3 , 8 3 8	〃	〃	
	2 0 登米市東和町	南 ノ 沢	8 7 5	〃	〃	
	2 1 石巻市	真野・黒森山	2 , 6 5 0	〃	石巻地方振興事務所	
	2 2 本吉郡本吉町	大 谷	1 , 2 1 5	〃	気仙沼地方振興事務所	
	2 3 本吉郡本吉町	馬 籠	1 , 2 4 3	〃	〃	
計		2 3 箇所	4 2 , 4 2 1			

年 度	休 獵 区 指 定 所 在 地	休 獵 区 名 称	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	事 務 所 名	備 考
平成23年度	1 白石市	熊 鷹 山	2 , 6 4 0	2 年	大河原地方振興事務所	基礎面積 728,553ha  各年度 標準指定面積 64,428ha  各年度 標準指定箇所 43箇所
	2 白石市	毛 無 山	2 , 5 7 4	"	"	
	3 刈田郡七ヶ宿町	田 堀	1 , 9 0 0	"	"	
	4 刈田郡七ヶ宿町	大 深 沢	2 , 6 7 0	"	"	
	5 柴田郡村田町	菅 生	1 , 1 3 0	"	"	
	6 柴田郡川崎町	泣 面 山	2 , 8 5 9	"	"	
	7 伊具郡丸森町	青 葉	1 , 7 5 0	"	"	
	8 仙台市太白区	坪 沼	1 , 8 2 8	"	仙台地方振興事務所	
	9 黒川郡大和町	七 ツ 森	1 , 0 1 8	"	"	
	10 大崎市鳴子温泉	沼 井	1 , 2 5 2	"	大崎地方振興事務所	
	11 加美郡加美町	翁 山	3 , 8 2 1	"	"	
	12 加美郡加美町	田 川	1 , 1 0 7	"	"	
	13 大崎市古川，同市三本木， 加美郡加美町，色麻町	斉 田	1 , 7 8 0	"	"	
	14 栗原市築館，同市若柳，同市 志波姫	志 波 姫	2 , 7 2 0	"	栗原地方振興事務所	
	15 栗原市築館，同市高清水，同 市一迫	高 森	2 , 1 3 0	"	"	
	16 登米市登米町，同市津山町	狐 ケ 森	3 , 3 5 0	"	登米地方振興事務所	
	17 登米市東和町	高 罫 山	2 , 1 9 5	"	"	
	18 石巻市	太田・飯野	2 , 4 6 8	"	石巻地方振興事務所	
	19 本吉郡本吉町	徳 仙 丈 山	8 6 0	"	気仙沼地方振興事務所	
	20 気仙沼市	月 立	2 , 1 7 0	"	"	
	21 本吉郡南三陸町	入 谷	1 , 4 7 0	"	"	
計		21箇所	43,692			
合 計		104箇所	206,491ha			

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定目的を達成し、当該区域の範囲を明確にするため、制札や案内板等の標識を設けるなど、管理のための施設を整備する。

また、鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣のふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、「野鳥の森」の観察路等の整備及び維持管理を行う。

さらに、野生鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、地方振興事務所担当職員や鳥獣保護員により、定期的に鳥獣保護区内の調査及び巡視を行う。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行うなどの保全事業の実施を検討する。

##### (2) 整備計画

###### 管理施設の設置

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
標識類の整備	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修

###### 利用施設の整備

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
観察路, 観察舎等の整備	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) ・蔵王野鳥の森 の維持管理
営巣, 給餌環境の整備 ・改善事業	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・マコモ植栽 ・巣箱の設置

調査，巡視等の計画

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
管理 員等	箇所数	96	96	95	95	95	95
	人数	78	78	78	78	78	78
管理のための 調査の実施		(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) 通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等

### 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

ア 第9次鳥獣保護事業計画では、キジ放鳥事業を実施するため、県猟友会を通じ養殖業者を指導し、放鳥計画に対応できる生産量の確保に努めてきた。本計画期間内においても、引き続きその指導を行う。

イ 絶滅のおそれのある鳥獣、特に猛禽類に関しては、「宮城県猛禽類生息調査報告書(1996-1999年)」の提言を踏まえ、傷病等により保護収容され、治療後放鳥が困難と判断されたものは、人工増殖への活用を積極的に推進する。

ウ ガン類に関しては、国際的に羽数の激減しているシジュウカラガンを始め、仙台市八木山動物公園において実施している人工増殖及び野生増殖事業により放鳥された個体の渡り状況等の把握に努める。

エ 事業の実施に当たっては、県猟友会、自然保護団体、仙台市八木山動物公園及び環境省猛禽類保護センターと連携を図る。

##### (2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成19年度 ～ 平成23年度	ワシ、タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ技術を有する施設へ依頼し実施する。	キジ	県猟友会を通じて、養殖業者に対する適正な人工増殖の指導を図る。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、第9次鳥獣保護事業計画に引き続き、キジ放鳥を実施する。放鳥後の生存率を高めるため、放鳥時期や生息適地への放鳥に考慮して実施し、農業被害が発生しない場所の選定にも配慮する。併せて、放鳥キジには足環を装着し、放鳥効果測定調査を実施する。

獣類及び外来種の鳥類に関しては、生態系に影響を及ぼすおそれがあるため、保護繁殖上必要な場合を除き、放鳥獣しない。

また、ペット動物の逃げ出し・遺棄は、それらの野生化を招き、既存生態系を破壊する可能性が高いことから、関係機関において、ペット動物の適正な飼養及び保管について、ペット販売店や飼い主への指導及び啓発に努める。

なお、放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとし、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する事業者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合せの必要性について検討する。

( 2 ) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

種類名	放鳥の地域	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
キジ	休 獵 区	6箇所 400羽	6箇所 400羽	6箇所 400羽	6箇所 400羽	6箇所 400羽
	そ の 他	3箇所 200羽 (150日齡) 3箇所 200羽 (成鳥)	3箇所 200羽 (150日齡) 3箇所 200羽 (成鳥)	3箇所 200羽 (150日齡) 3箇所 200羽 (成鳥)	3箇所 200羽 (150日齡) 3箇所 200羽 (成鳥)	3箇所 200羽 (150日齡) 3箇所 200羽 (成鳥)

種類名	平成19年度			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
	委託生産	購 入	その他	購 入	購 入	購 入	購 入	
キジ	- 羽	400羽	- 羽	400羽	400羽	400羽	400羽	2,000羽



## 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、この限りでない。

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内若しくは墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

法第36条に規定する危険猟法による場合。ただし、法第37条第1項の規定による環境大臣の許可を受けている場合は、この限りでない。

鳥獣の愛がん飼養を目的とした捕獲の場合

#### (2) 許可する場合の基本的考え方

学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、学術当該研究の目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害（以下第4において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として下記の事由に該当するものを対象とする。なお、下記の事由以外については、捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケースごとに判断する。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護

- 鳥獣行政事務担当職員，鳥獣保護員その他特に認められる者が，傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
- ウ 博物館，動物園その他これに類する施設における展示  
博物館，動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- エ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止  
鳥類の人工養殖を行っている者が，遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- オ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる事由  
環境教育に利用する目的，環境影響評価のための調査，被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など

( 3 ) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては，以下の基準を満たすものとする。

獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ の場合を除く。）

ア くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は，原則として輪の直径が12センチメートル以内であり，締め付け防止金具を装着したものであること。

イ とらばさみを使用した方法での許可申請は許可しない。

イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は，ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり，よりもどしを装着したものであること。

ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

( 4 ) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件としては，期間の限定，捕獲する区域の限定，捕獲方法の限定，鳥獣の種類及び数の限定，捕獲物の処理の方法，捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持，捕獲を行う際の周辺環境への配慮，適切なわなの数量，見回りの実施などについて付すものとする。

特に，住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には，住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

( 5 ) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については，当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し，対象とする市町村や種を限定した上で，適切に市町村長に委譲され，円滑に制度の運営が図られるよう努める。また，捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は，法，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。），基本指針及び本計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう指導する。

なお，捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び，多数の申請が必要になる場合には，市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り，申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

( 6 ) 捕獲等実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては，実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに，事前に関係地域住民等への周知を徹底させる。また，わなの使用に当たっては，以下の事項について指導する。

法第9条第12項に基づき，猟具ごとに，住所，氏名，電話番号，許可年月日，許可番号，捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行う。ただし，捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において，猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては，猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

ツキノワグマ錯誤捕獲のおそれがある場合については，地域の実情を踏まえつつ，ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導する。

( 7 ) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として持ち帰ることとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し，山野に放置することのないよう指導する。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに，捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究，環境教育などに利用できる場合は，努めてこれを利用するよう指導する。また，捕獲物等は，違法なものと誤認されないようにする。特に，ツキノワグマについては，違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から，目印標(製品タグ)の装着により，国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお，捕獲個体を致死させる場合は，できる限り苦痛を与えない方法とする。

さらに，錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと，狩猟鳥獣以外にあつては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること，また，捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて，あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

( 8 ) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には，捕獲等又は採取等の実施者に対し，捕獲個体に関する情報の収集を求めることとし，保護管理のための基礎資料として活用を図る。

( 9 ) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし，継続的な捕獲が必要となる場合は，生息数や生息密度の推定に基づき，捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導する。

2 学術研究を目的とする場合

捕獲の目的	許 可 基 準				備 考
	許可対象者	鳥獣の種類・員数	期 間	区 域	
学 術 研 究	理学，農学，医学，薬学等に研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでの規定に掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
	研究の目的・内容	次のいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が、理学，農学，医学，薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態，習性，行動，食性，生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 4) 研究により得られた成果が、学会，学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。			
	捕獲後の措置	原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため、指切り又はノースタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機又は足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。			
標 識 調 査 (環境省足環を装着する場合)	国若しくは都道府県事務担当者又は国若しくは都道府県から委託を受けた者から依頼された者を含む。	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者については、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については、同各1,000羽以内、その他の者については同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでの規定に掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網，わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

野生鳥獣による県内の被害状況として，鳥類では，カルガモ，カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。獣類による被害は増加傾向にあり，特にツキノワグマ，ニホンザル，ニホンジカ及びイノシシは行動圏及び生息域が拡大しているため，被害を受ける区域も広がっている。

獣類による農作物被害・人身被害が増加していることから，生息状況や被害状況の把握に努め，保護管理，被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進めていく。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)												主な被害発生地域	備考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カルガモ	水稲，豆類，野菜	←															県下全域の水稲作付地帯及び耕作地帯	
カラス類	水稲，豆類，飼料作物 野菜，果樹類	←															県下全域の水稲作付地帯，耕作地帯及び果樹栽培地帯 (市街地全域)	生活環境被害
スズメ類	水稲，麦類	←															県下全域の水稲作付地帯	
キジバト	水稲，豆類，飼料作物 ，野菜	←															県下全域の耕作地帯	
ドバト	水稲，豆類，飼料作物	←															栗原市，登米市ほか (市街地全域)	生活環境被害 (糞害)
ハクチョウ類	水稲，麦類，野菜(レタス)		→							←							大崎市，栗原市ほか	
ガン類	麦類，水稲		→							←							仙台市，栗原市ほか	
サギ類		←															色麻町，加美町ほか (住宅地周辺)	生活環境被害

←-----→ は生活環境被害又は人身被害とする

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)											主な被害発生地域	備考				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
ツキノワグマ	飼料作物，果樹類，養蜂，養魚		←									→				白石市，蔵王町，川崎町，村田町，七ヶ宿町，仙台市，大和町，富谷町，大崎市，加美町，栗原市ほか（奥羽山系中山間地帯）	人身被害	
イノシシ	いも類，水稻，筍，野菜，飼料作物	←												→		白石市，角田市，丸森町，川崎町，七ヶ宿町，大河原町，仙台市，山元町，亶理町ほか		
ニホンザル	いも類，水稻，豆類，野菜，果樹類，飼料作物	←												→		白石市，丸森町，七ヶ宿町，川崎町，仙台市，大崎市，加美町ほか	生活環境被害	
ノウサギ	畑作物，造林木		←			→								←	→	加美町，栗原市ほか		
ニホンカモシカ	水稻，豆類，野菜，造林木	←												→	←	→	白石市，仙台市，気仙沼市，本吉町ほか	
ハクビシン	野菜，果樹類		←									→				大河原町，柴田町，七ヶ宿町，石巻市ほか（住宅地周辺）	生活環境被害（糞害）	
ニホンジカ	水稻，野菜，飼料作物，造林木	←													→	石巻市，女川町		
タヌキ	飼料作物，豆類，果樹類			←								→				七ヶ宿町，栗原市，登米市ほか		
アブラコウモリ			←												→	大崎市	生活環境被害（糞害）	

←-----→ は生活環境被害又は人身被害とする

予察表に係る方針等

予察表は，被害発生のおそれのある地域ごとに，農林水産物の被害や作付けの状況，鳥獣の生息状況の推移等を勘案し，被害の発生地域・時期を推測したもので，これにより，被害の抑制や効率的な防除措置を行うため活用する。

また，予察捕獲については，地域レベルで絶滅のおそれの極めて低い鳥獣で，常時捕獲し，生息数を低下させる必要性が認められるものを対象とし，本県では，被害が大きく，被害時期が一定しているカルガモ，カラス類を許可対象種とする。なお，予察捕獲の実施後は，市町村に設置されている農作物有害鳥獣対策協議会等（市町村，被害者，農業協同組合，森林組合，猟友会支部等で構成）において，実施効果を検証し，今後の捕獲（又は捕獲の規模）について調整を図る。

### ( 3 ) 鳥獣の適正管理の実施

#### 方針

野生鳥獣による生活環境被害，農林水産業被害及び人身被害に対しては，状況に応じて有害鳥獣捕獲が実施されているが，生息状況を常に把握しながら，過剰な捕獲圧にならないよう留意するとともに，野生鳥獣の保護繁殖と人間生活の調和を図るため，特に注意すべき鳥獣については，捕獲に片寄ることなく，総合的かつ効果的な被害防除方法，狩猟を含む個体数管理等について検討し，野生鳥獣の適正管理に努める。

### ( 4 ) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

#### 方針

有害鳥獣捕獲は，野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境若しくは自然環境の悪化，人身への被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に，その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は，原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

鳥獣保護区及び自然公園内等での許可に当たっては，被害状況を十分に調査した上で，慎重に実施するものとし，生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては，本計画のほか，「宮城県有害鳥獣駆除許可事務取扱要領」により，基準を定め，事務の統一化と迅速化を図っているが，野生鳥獣の適正管理を図るため，被害・生息状況を把握し，適正な許可基準となるよう，適宜基準を見直ししていく。また，関係諸機関との連携の下，適切な実施期間の設定や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

なお，農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため，総合的かつ効果的な防除方法，狩猟を含む個体数管理等，鳥獣の適正な管理方法を検討し，所要の対策が講じられるよう努める。

主な対象鳥獣の許可基準

許可者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考	
		方法	区域	時期	日数	1人当り 駆除羽 (頭)数	許可対象者	留意事項 (捕獲人数)			
県	ツキノワグマ	銃器	県内全域	適期	7日以内	1頭	被害者又は被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会から依頼された者	15人以内	飼料作物，果樹類，養蜂，養魚		
		箱わな			14日以内	1頭		15人以内			
	ニホンジカ	銃器			14日以内	その都度定める		15人以内			植栽木，水稲，畑作，牧草
		わな			1ヶ月以内	その都度定める		15人以内			
市町村	カラス類	銃器・網		適期	7日以内	250羽以内		10人以内	水稲，豆類，飼料作物，野菜，果樹類	一部市町に譲	
		箱わな			6か月以内	1,000羽以内		その都度定める			
	カルガモ	銃器			7日以内	200羽以内		10人以内	水稲，豆類，野菜		
	ドバト	銃器			7日以内	50羽以内		10人以内	水稲，豆類，飼料作物		
		箱わな			6か月以内	300羽以内		その都度定める			
	キジバト	銃器			7日以内	200羽以内		10人以内	水稲，豆類，飼料作物，野菜		
	スズメ	銃器・網			7日以内	350羽以内		10人以内	水稲，麦類		
	ゴイサギ	銃器・網			7日以内	100羽以内		10人以内	水稲		
	ニホンザル	銃器			7日以内	その都度定める		その都度定める	いも類，水稲，豆類，野菜，飼料作物		
		箱わな			14日以内	その都度定める		その都度定める			
	イノシシ	銃器			7日以内	10頭以内		20人以内	いも類，水稲，飼料作物，野菜		
		わな			14日以内	10頭以内		その都度定める			
	ノウサギ	銃器			7日以内	50羽以内		10人以内	畑作物，造林木		
		網・わな			14日以内	50羽以内		10人以内			
	タヌキ	銃・わな			7日以内	10頭以内		10人以内	飼料作物，豆類，果樹類		
	ハクビシン	わな			14日以内	その都度定める		その都度定める	野菜，果樹類		



(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係各部局・市町村との連携を強化する。また、県内各市町村に設置されている農作物有害鳥獣対策協議会等を指導し、適正な捕獲が実施されるための体制整備を図る。

猟友会会員で構成される捕獲隊員については、高齢化が進んでおり、隊員数も減っていることから、後継者の育成を図り、隊員の技術向上のための研修会実施について支援する。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	仙台市及び県南部の被害発生地域	効率的な捕獲方法の確立，錯誤捕獲防止の徹底

指導事項の概要

ア 市町村における有害鳥獣捕獲の事務取扱要領の制定（改正）を指導する。

イ 捕獲隊編成に当たっては、捕獲技術の優れた者及び捕獲のための出動の可能な者を隊員として編成するよう指導する。

ウ 市町村長は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。

エ 捕獲隊の責任者は、常時市町村、管轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。

オ 被害の実態が広域的かつ恒常的な場合や生息密度の高い鳥獣による場合には、市町村間の連携を密にして、共同捕獲を実施したり、必要に応じて市町村を越えた広域捕獲を行うなど効果的な実施を指導する。

カ 県は、野生鳥獣による農林水産物被害対策等に関する関係部局間の連携の強化を図る。また、市町村農作物有害鳥獣対策協議会等に対し、防除技術や被害実態の情報を提供し、効果的な被害対策が図られるよう指導する。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

特定鳥獣保護管理事業実施計画(以下4において「実施計画」という。)を策定した市町村長から特定鳥獣の捕獲を依頼されたものであること。ただし、県が実施する特定鳥獣の個体数調整に係る捕獲にあっては、知事から特定鳥獣の捕獲を委託された者であること。

申請時の捕獲方法に該当する種類の狩猟免許を受け、その免許の種類の狩猟経験が5年以上であること。ただし、猟具として網又はわなを利用する場合にあっては、網又はわな猟の狩猟免許を受け、その猟免許に係る狩猟経験が3年以上(通算狩猟経験が5年以上の場合、イノシシに限り1年以上)であることを基本とする。

過去において、狩猟事故及び狩猟違反がないこと。

- ( 2 ) 鳥獣の種類・数  
対象となる鳥獣の種類は実施計画の対象鳥獣とし，捕獲数は特定計画の目標達成のための必要最小限であること。
- ( 3 ) 期間  
実施計画の計画期間以内であること。
- ( 4 ) 区域  
実施計画を策定した市町村内で必要最小限度の区域であること（イノシシを除く）。
- ( 5 ) 方法  
捕獲に当たっては専門家等の助言・指導を受け効果的な捕獲に努めること。  
捕獲人員は必要最小数とすること。  
可猟区以外での捕獲は特に慎重を期すこと。  
捕獲の実施に当たっては，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように，捕獲物を適正に処理すること。  
事故防止に万全の措置を講ずること。

5 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可基準					備考
	許可対象者	鳥獣の種類・員数	期間	区域	捕獲方法	
行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当者職員	必要と認められる種類及び員数	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、ほかの方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。	
傷病鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当者職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び員数	1年以内	必要と認められる区域	同上	
公共施設等の展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	原則として法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。	同上	
養殖鳥の遺伝的劣化防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	県の区域内（法第11条の区域を除く。）	わな、網、手捕	
その他特別な事由	<p>捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断する。</p> <p>なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。</p>					

第5 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟禁止区域については、出猟者と住民の接する機会の多い地域、また見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、その指定に努めた結果、第9次鳥獣保護事業計画終了時で91箇所43,599ヘクタールが指定され、銃猟による危険の未然防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内においては、指定期間の満了する地域の更新・見直しを行うとともに、都市近郊の住宅地が拡大傾向にあることや県民の自然志向の高まりを背景に、野外レクリエーション活動の活発化が予想されることから、これら多くの住民が集合する地域を随時必要に応じて指定する。

わな猟禁止区域については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれが高い地域を指定の対象とする。本計画期間内においては、市町村、県猟友会等関係機関を通じて該当箇所の把握を行うとともに、必要に応じて指定する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定猟具禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具禁止区域							本計画期間に区域拡大する特定禁止区域						
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	91	箇所	4	7	6	2	15	7	41	1	1	-	-	-	-	2
	面積	43,599 ha	変動面積 ha	911	1,842	2,086	1,456	15,207	4,039	25,541	1	16	-	-	-	-	17

		本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域							本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域							計画期間中の増減(減:)*	計画終了時の特定猟具禁止区域**	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計(E)			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	-	1	-	-	-	-	1	4	7	7	2	15	7	42	35	1	90
	面積	-	785	-	-	-	-	785	911	1,842	2,119	1,456	15,207	4,039	25,574		801	42,798

\* 箇所数については (B)-(E)  
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)  
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

( 3 ) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具区域特禁止区域(特禁止区域名)	指定面積	指定期間	備考	
平成19年度	岩沼市	千貫山(銃)	414	20年間	再指定	計	-	-		
	大崎市田尻, 美里町	小牛田(銃)	948	( ~ H34.10.31)	区域拡大(1ha)					
	栗原市瀬峰	瀬峰(銃)	357	20年間	再指定					
	気仙沼市	巨釜半造(銃)	40	20年間	再指定					
	気仙沼市	御崎(銃)	100	20年間	再指定					
	計	5箇所	1,859							
平成20年度	岩沼市	岩沼(銃)	210	20年間	再指定	計	-	-		
	黒川郡大和町	南川ダム(銃)	130	20年間	再指定					
	宮城郡利府町	内の目(銃)	735	20年間	再指定					
	仙台市	七北田ダム(銃)	133	20年間	再指定					
	大崎市松山	新広岡台(銃)	128	20年間	再指定					
	牡鹿郡女川町	女川(銃)	222	20年間	再指定 区域拡大(16ha)					
	石巻市	長浜(銃)	300	20年間	再指定					
	石巻市	河南(銃)	1,489	( ~ H30.10.31)	区域縮小(785ha)					
	計	8箇所	3,347							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成21年度	岩沼市, 亶理郡亶理町	阿武隈川(銃)	75	20年間	再指定					
	名取市, 岩沼市	仙台空港(銃)	525	20年間	再指定					
	宮城郡松島町, 黒川郡大郷町	松島大郷(銃)	363	20年間	再指定					
	栗原市若柳, 志波姫	若柳(銃)	421	20年間	再指定					
	栗原市金成	片馬合(銃)	240	20年間	再指定					
	石巻市	城内(銃)	-	-	満了(270ha)					
	石巻市	寺崎中津山(銃)	-	-	満了(225ha)					
	石巻市	桃生(銃)	462	20年間	新設					
計		8箇所	2,086			計	-	-		
平成22年度	仙台市	住吉台・館地区(銃)	1,374	20年間	再指定					
	東松島市	矢本大塩(銃)	82	20年間	再指定					
	計		2箇所	1,456						

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具区域指定禁止区域(特禁指地)	特定猟具区域指定禁止区域(特禁指地)	指定面積	指定期間	備考
平成23年度	伊具郡丸森町	天明(銃)	243	20年間	再指定					
	名取市	愛島笠原(銃)	745	20年間	再指定					
	名取市	愛島塩手(銃)	120	20年間	再指定					
	仙台市, 名取市	仙台南(銃)	4,000	20年間	再指定					
	仙台市	板風(銃)	90	20年間	再指定					
	仙台市, 多賀城市, 宮城郡七ヶ浜町, 利府町	仙台東(銃)	4,297	20年間	再指定					
	黒川郡富谷町	東向陽台(銃)	350	20年間	再指定					
	仙台市, 黒川郡富谷町, 大和町	泉富谷(銃)	4,087	20年間	再指定					
	黒川郡大郷町	大郷(銃)	390	20年間	再指定					
	大崎市鹿島台	大迫(銃)	232	20年間	再指定					
	遠田郡涌谷町	籠岳(銃)	357	20年間	再指定					
	遠田郡涌谷町	涌谷(銃)	60	20年間	再指定					
	登米市豊里町	豊里(銃)	86	20年間	再指定					
	登米市迫町	長沼(銃)	20	20年間	再指定					
	気仙沼市	階上(銃)	130	20年間	再指定					
計		15箇所	15,207			計		-	-	

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特禁指定地	銃区所在区域(特禁名称)	指定面積	指定期間	備考
平成24年度	亘理郡山元町	牛橋河口(銃)	117	20年間	再指定					
	岩沼市	岩沼海浜緑地公園(銃)	320	20年間	再指定					
	名取市	樽水ダム(銃)	68	20年間	再指定					
	宮城郡松島町	長松園森林公園(銃)	155	20年間	再指定					
	加美郡加美町	漆沢ダム(銃)	124	20年間	再指定					
	大崎市	古川(銃)	1,975	20年間	再指定					
	石巻市	石巻(銃)	1,280	20年間	再指定					
計		7箇所	4,039							
合計		45	27,994			合計		-	-	

## 2 猟区設定のための指導

### (1) 方針

狩猟に伴う危険防止の観点から、管理された秩序ある狩猟が期待できる猟区の指定について、県猟友会を始め関係団体等に対して必要な助言指導を行う。

### (2) 設定指導の方法

猟区の指定候補地の選定について、狩猟団体と地元の理解と協力が得られるよう指導する。



## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

#### (1) 計画策定の目的

本県における特定鳥獣保護管理計画(以下第6において「特定計画」という。)は、個体数の著しい増加若しくは分布域の拡大により顕著な農林業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加若しくは分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣又は生息環境の悪化・分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があると認められる場合に策定する。

#### (2) 対象鳥獣

本県における特定計画の対象鳥獣は、当面、次の鳥獣とする。

##### ニホンザル

平成17年3月に第一期計画を策定し、平成17・18年度の2年間にわたり計画に基づく保護管理事業を実施してきた。その成果と新たに判明した課題に対処した「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」を策定し、「人とサルとの良好な関係」の再構築に向けて引き続き事業を推進していく。

##### ツキノワグマ

宮城県ツキノワグマ保護管理計画を策定し、人とツキノワグマとが共存等する社会の構築に向けて事業を推進していく。

##### ニホンジカ

牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画を策定し、ニホンジカを適正に保護管理することにより、農林業及び生活環境被害の軽減による人との軋轢の解消と、ニホンジカを含めた当該地域の生物多様性の確保に向けて事業を推進していく。

##### イノシシ

宮城県イノシシ保護管理計画を策定し、イノシシを適正に保護管理することにより、農業被害の軽減と人と野生鳥獣との共存に向けて事業を推進していく。

#### (3) 計画期間

特定計画の期間は、本計画との整合を図るためその期間内で生息状況等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3から5年間程度とする。なお、有効期間内であっても、特定計画の前提条件となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて特定計画の改定等を検討する。

#### (4) 対象地域

特定計画の対象地域は、原則として地域個体群が分布する地域を包含するように定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として指定する。

( 5 ) 関係都道府県との連携に関する方針

特定計画の対象とする地域個体群が，本県の行政界を超えて分布する場合にあっては，関係する県と協議・調整を行う。  
 ニホンザル = 山形県，福島県 ツキノワグマ = 岩手県，山形県，福島県 イノシシ = 福島県

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	地域個体群の安定的な保護と農業・生活被害防止を両立させ，人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	平成19年度～平成24年度	仙台市，白石市，大崎市，七ヶ宿町，川崎町，丸森町，加美町	第二期計画
平成22年度	地域個体群の安定的な保護と人身・農林水産業被害防止を両立させ，人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	平成22年度～平成24年度	県内全域 (重点地域を指定)	
平成20年度	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し，人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	平成20年度～平成24年度	石巻市，女川町 (金華山を除く牡鹿半島地域)	
平成20年度	当該地域における生息数及び分布域の拡大を抑制し，農業被害防止を図る。	イノシシ	平成20年度～平成24年度	主に大河原・仙台地方 振興事務所管内	

2 実施計画の作成に関する方針

( 1 ) 実施計画の作成

県及び対象区域の市町村は，特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため，年度ごとに適切な特定鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画を作成する。

( 2 ) 計画に基づく施策

特定計画の効果的な実施にかかわる取組を推進するため，関係機関は，鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し，対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど，総合的な取組の推進に向け，連携を図る。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
特定鳥獣保護管理計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	各年度	仙台市，白石市，大崎市，七ヶ宿町，川崎町，丸森町，加美町	
"	地域個体群の安定的な保護と人身・農林水産業被害防止を両立させ，人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	"	県内全域 (重点地域を指定)	
"	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し，人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	"	石巻市，女川町 (金華山を除く牡鹿半島地域)	
"	当該地域における生息数及び分布域の拡大を抑制し，農業被害防止を図る。	イノシシ	"	主に大河原・仙台地方 振興事務所管内	

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

野生鳥獣の保護行政を適正に推進していくためには、各種調査データの集積に努める必要がある。特に絶滅のおそれのある種及び農林水産業被害等で人との軋轢のある種について、更に詳細な生息状況等を調査し、人間と野生鳥獣の共存を図る保護管理対策のために必要な基礎的資料を得るとともに、本県における多様な鳥獣相の維持に必要な資料を収集する。

調査の実施に当たっては、関係機関、民間団体等が行っている調査研究活動と連携を図りながら、効率的に実施する。

なお、収集データを活用して、環境情報のネットワークシステムを構築し、インターネットにより、関係機関及び県民への情報提供を行う。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック - 」及び種の多様性調査（哺乳類分布調査）を基に、獣類については、人との軋轢のあるもので、更に詳細な生息情報の必要がある種において、生息状況調査を実施し、保護管理を図るための資料を得る。鳥類については、県内の生息分布の把握に努めるとともに、希少鳥類の生息（繁殖・渡来）状況を調査し、保護対策のための検討資料を得る。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣について分布、繁殖状況等鳥獣の生態を調査する。

調査の方法は既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査とし、また、狩猟者から提出される捕獲報告書等の活用を図る。

なお、県内に生息する鳥獣のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図の作成も検討する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

特定鳥獣保護管理計画の策定及びレッドデータブック更新の資料とするための調査を実施する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンジカ	平成19年度 ～ 平成24年度	個体数を増加させ農林業被害を増大させているニホンジカについて、生息密度、生態及び生息環境を調査し、適切な保護管理計画策定のための資料を得る。	石巻市、女川町 (金華山を除く牡鹿半島地域)	通年
イノシシ	平成19年度 ～ 平成24年度	個体数及び分布域を拡大させ農業被害を増大させているイノシシについて、生息分布状況、生態及び生息環境を調査し、適切な保護管理計画策定のための資料を得る。	大河原・仙台・北部 地方振興事務所管内	通年
希少猛禽類 (イヌシ、クマタカ、オオタカ)	平成19年度 ～平成24年 度	各種環境調査、民間団体等からの新たな生息情報の収集に努め、営巣地及び繁殖状況の情報を蓄積するとともに、データベース化や地図情報として整理する。	県内全域	通年
その他の希少 野生動物種	平成19年度 ～平成24年 度	希少野生動物の生息状況等に関する情報を、ホームページ上から広く提供を受けることのできるシステム整備を行い、希少野生動物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。	県内全域	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

年3回(11月:県下一斉, 1月:全国一斉, 3月:県下一斉)の調査を実施する。調査員は、県職員及び鳥獣保護員を主体として、関係団体等の協力を得て実施する。

なお、調査結果について、渡来地や渡来数の変化等を分析し、鳥類保護のための資料とする。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下全域(渡来地) 調査地点約400箇所	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各調査日とも調査時間は午前9時から11時30分とする。ただし、ガン類の主要渡来地(伊豆沼・内沼、蕪栗沼、化女沼等)については、早朝にガン類の飛び立ち調査を実施する。</li> <li>・ハクチョウ類については、繁殖状況を把握するため、年1回成幼比調査を併せて実施する。</li> <li>・県下渡来地において種別ごとに渡来数をカウントする。</li> <li>・確認地点は、鳥獣保護区等位置図にプロットする。</li> </ul>	

( 5 ) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定効果を把握するため、既設鳥獣保護区の鳥獣生息調査を実施する。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
県下鳥獣保護区を対象	平成19年度 ～平成24年 度	既存鳥獣保護区の鳥獣生息状況について調査する。 調査は鳥獣保護員の巡視の中で行い、生息鳥獣の出会い数のカウントや種の判別を行う。	

3 狩猟対策調査

( 1 ) 方針

狩猟の実態を把握し、狩猟鳥獣の適正な保護繁殖を図るための基礎資料を得るため、狩猟者の協力を得て、放鳥効果調査及び狩猟実態基礎調査を引き続き実施する。また、生息数の減少が懸念されているツキノワグマについて継続して捕獲調書の作成を実施するとともに近年個体数を増やし農業被害等を増大させているニホンジカ・イノシシについても捕獲状況を把握していく。

( 2 ) 狩猟鳥獣生息調査

ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体の状況報告に基づき調査し、保護管理のための資料に活用する。

対象鳥獣	調査年度	調査内容，調査方法	備考
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	毎年度	狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体について、捕獲者から捕獲調書の提出により実施する。 (調査項目) 捕獲位置，捕獲場所の特徴，性別，体重，年齢，捕獲後の処理，各部の外部計測値，胃の内容物等	

( 3 ) 放鳥効果測定調査

放鳥計画によりキジ400羽に足環をつけて放鳥し、狩猟者等からの捕獲報告により実施する

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	毎年度	400羽	足環	400	狩猟等による捕獲報告による。	

(4) 狩猟実態調査

毎年度，狩猟登録者に狩猟の実態について報告を義務づけ，報告書の取りまとめを行う。

対象種類	調査年度	調査内容，調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	調査内容：出猟調査，地域別捕獲状況調査，地域別キジ・ヤマドリ出合調査 調査方法：狩猟登録者による報告	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の被害防除方法の確立に資するため，特に人との軋轢が生じている野生鳥獣について，被害状況，防除効果，行動域，繁殖状況等について調査し，適正な保護管理計画を策定するための資料とする。

ニホンザルについては，「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」に基づく保護管理事業によりモニタリング調査を継続する。

ツキノワグマについては，平成14年度から実施した生息調査を基にモニタリング調査を実施する。

ニホンジカについては，主に牡鹿半島における農林業被害等が増加傾向であるため，本計画期間内において，生息調査を実施する。

イノシシについては，近年，生息域が北上し農業被害が増大しているため，本計画期間内において，生息調査を実施する。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容，調査方法	備考
ニホンザル	各年度	群れの遊動域・状態の変化のモニタリング	
ツキノワグマ	各年度	遺伝子解析，テレメトリーによる学習放獣効果試験	
ニホンジカ	平成19年度	生息密度，生息環境，生態等	
イノシシ	平成19年度	生息分布，生息環境，生態等	

## 第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

### 1 鳥獣保護思想の普及

#### (1) 方針

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣保護思想の高揚を図るため、各種広報媒体の活用、県ホームページの充実など、県民一人一人が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう野生鳥獣の生息情報の提供と広報活動の強化を図る。また、傷病鳥獣の保護については、効果的・機能的な救護を行うため、現行の保護体制の強化を図り、傷病鳥獣の救護活動を鳥獣保護思想の普及啓発に活用する。

#### (2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事						→						←		ポスターコンクール・餌木の植栽
傷病鳥獣保護活動	←												→	
情報発信	←												→	ホームページへの情報掲載

#### (3) 愛鳥週間行事等の計画

事業内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
愛鳥週間行事	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰
鳥獣保護実績 発表大会	応募, 参加	応募, 参加	応募, 参加	応募, 参加	応募, 参加	応募, 参加



## 2 野鳥の森等の整備

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要 ・ 内 容	利 用 の 方 針	備 考
鉤 取 野 鳥 の 森	昭和47年度	仙台市太白区	75ha	四阿，解説板，ベンチ，観察路1,799m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
蔵 王 野 鳥 の 森	昭和49年度	刈田郡蔵王町	78ha	四阿，解説板，ベンチ，観察路7,750m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
伊豆沼・内沼水生植物園	平成8年度	栗原市	3ha	大小19の池に伊豆沼・内沼の水生植物を植栽	伊豆沼・内沼における学習の場の提供	
伊 豆 沼 観 察 路	平成9年度	登米市	-	観察路 木道190m	伊豆沼の湿地及び野鳥観察の場の提供	

## 3 愛鳥モデル校の指定

### (1) 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として，各地方振興事務所管内に，それぞれ期間を定めて指定する。

### (2) 指定期間

2 か年

### (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

探鳥会，講話会等を実施し保護思想の普及を図り，愛鳥週間ポスターコンクールへの応募・餌木の植栽，巣箱の架設等を指導する。

また，活動に必要な自然保護に関する情報の提供，自然観察機材や関係図書の提供を行う。

### (4) 指定計画

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計
小学校・中学校	6	-	6	-	6	6	6	-	6	-	6	6	6	-	6	-	6	6

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止の普及啓発を行い，安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得るとともに，生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理，耕作放棄地の放置など，結果として餌付けとなる行為の防止を図り，生態系の保全に努める。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
普及啓発活動	←————→						←————→						ホームページへの情報掲載 広報誌への掲載	一般県民

5 法令の普及徹底

(1) 方針

野鳥の違法捕獲及び違法飼養する者が絶えない状況にあることから，愛鳥週間を強化週間とし，各種行事，広報車による巡回及びホームページによる広報を積極的に行う。また，各報道機関に対する広報の依頼，県及び市町村広報誌の活用を図り，法遵守の普及徹底に努める。

また，かすみ網は違法捕獲に使用されることが多いことから，その所持等の違法行為（かすみ網の使用，捕獲目的の所持及び販売等）が行われないよう広報媒体を利用して普及徹底を図る。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣捕獲の規制制度	←————→						←————→						広報誌，ホームページ及び広報車を活用しての呼びかけ 愛鳥週間中におけるチラシ等の配布	一般県民
鳥獣の飼養制度			←————→								←————→			

## 第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣保護事業を適正かつ円滑に執行するため、担当職員の適正な配置と資質の向上を図るため研修等の実施に努める。

#### (2) 設置計画

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 ( 環境生活部自然保護課 野生生物保護班 )	5	3	8	5	3	8	野生鳥獣の保護管理方針の策定等
地方機関 ( 地方振興事務所林業振興部(又は農 林振興部)森林管理班(又は森林整 備班))	10	21	31	10	21	31	有害鳥獣捕獲許可, 傷病鳥獣救護 等

#### (3) 研修計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環境省	5月中旬	1回	全国	2人	法令等鳥獣行政一般	本庁担当職員
鳥獣保護担当職員研修	県	5月下旬	1回	全県	14人	自然保護・鳥獣保護全般	事務所担当職員
狩猟免許事務担当職員研修	県	6月下旬	1回	全県	14人	狩猟免許事務	事務所担当職員
市町村鳥獣保護担当者研修	地方振興事務所	7月上旬	7回	ブロック	50人	法令・狩猟行政一般	市町村担当者

### 2 鳥獣保護員

#### (1) 方針

鳥獣保護区等の巡視及び管理並びに狩猟の取締りを適正かつ円滑に実施するため、各地域ごとに1名以上の保護員を配置する。  
なお、保護員は鳥獣保護管理又は狩猟制度について経験や知識を有し、熱意のある人材を任用するものとし、保護員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。

#### (2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成18年度末		年 度 計 画							充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計(C)	
78人	78人	100%	-人	-人	-人	-人	-人	-人	78人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等巡視	←												→	
傷病鳥獣の救護	←												→	
狩猟取締り								←	→					
鳥獣生息状況調査	←												→	
ガンカモ科鳥類生息調査								↔		↔			↔	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	地方振興事務所	4月上旬	7回	ブロック	78人	法令, 狩猟行政一般	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理に関する研修会等への地域住民や関係者の参加を促進し, 野生鳥獣の保護管理に精通した人材の育成を図り, 地域における野生鳥獣の保護管理を推進するとともに, 学校教育等と連携し, 自然保護や野生動物に関する教育の普及に努め, 保護管理の担い手の育成に資する。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護管理技術者研修	環境省	4~11月	1~2回	全国	1~2人	・野生鳥獣保護管理技術習得と地域における担い手の育成に資する。	
ニホンザル追い上げ等研修	県	12~3月	4回	市町	40人程度	・追い上げ, 個体識別した捕獲等の普及と技術向上を図る。	
(仮)保護管理担い手育成事業	県	4~10月	1~2回	県内	20人程度	・児童生徒を対象に, 野生鳥獣保護管理に関する知識の普及を図る。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣捕獲の実施を支えてきた狩猟者の減少に歯止めがかからないことから, 狩猟の意義, 狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ等を利用して行うとともに, 狩猟免許試験を土・日曜日に実施するなど, 受験者の利便性向上に努める。また, 網猟やわな猟免許者の増加を図るため, 技能講習を推進するなど, 狩猟に関する教習体制の拡充を図る。

#### 4 鳥獣保護センター等の設置

##### (1) 方針

鳥獣保護思想の普及を図り，人と野生鳥獣が共存する社会づくりを推進するため，傷病鳥獣の保護収容，野生鳥獣保護に関する活動や普及啓発など総合的な機能を備えた施設の将来的な整備に向け，施設の設置環境，施設機能の整備範囲，運営体制等について検討を進める。

##### (2) 鳥獣保護センター等の施設計画

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
(仮称) 宮城県野生鳥獣 センター	未 定	宮城県	未定	・治療，一時飼養，リハビリ 訓練等の傷病鳥獣保護施設 ・生息状況や生態などの研究施設	未定	一般県民には原則非公開	

#### 5 取締り

##### (1) 方針

狩猟事故，違法捕獲等の未然防止を図るため，自然保護課及び各地方振興事務所の担当者並びに鳥獣保護員を特別司法警察員又は立入検査員に任命するとともに，県警察及び県猟友会との連携を緊密にして，指導取締りの徹底を図る。休猟区明けの場所や初猟日，年末年始等については入猟者が多く事故の危険性が高いため，特に重点的に指導取締りを実施する。

なお，各種広報媒体を活用し，違法捕獲等の違反情報を一般県民からも収集できる体制整備を図る。

##### (2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野鳥の卵及びヒナの採取の取締り	←		→										
小鳥業者の違法販売及び違法飼養の取締り	←			→									
有害鳥獣捕獲に伴う違反の取締り	←						→						
密猟取締り(かすみ網取締り)	←							→					
狩猟取締り(事故防止及び違法捕獲防止)								←	→				

#### 6 必要な財源の確保

狩猟者の確保・増員対策の推進により，狩猟税の増収に努め，鳥獣保護事業の財源確保を図る。

なお，鳥獣保護区等整備，キジ放鳥事業，狩猟行政事務，有害鳥獣捕獲事業補助，鳥獣保護員などの主要な業務について，狩猟税を適切に充当する。

## 第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県においては、都市部郊外の開発の進行により、人の生活圏と野生鳥獣の生息圏域が近接しており、また、高齢化や過疎化に伴う農村環境の変化、狩猟者の減少などの影響により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどの大型獣類による農林水産業被害等が増加傾向にある。

これまで、被害防除対策、有害捕獲等が行われてきたが、抜本的な対策となっておらず、種によっては、個体数減少のおそれもあることから、これら大型獣類の安定的な保護も課題になっており、科学的な生息調査に基づく長期的視点に立った保護管理が求められている。

また、これら野生鳥獣保護管理に従事する専門家の育成及び狩猟者の増員対策等も今後の課題となっている。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細かな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる情報ネットワークシステムを構築し、希少野生生物種の保護対策に資する情報収集体制を整備する。

また、宮城県レッドデータブックを改訂し、県民の自然保護意識の高揚を図りながら、貴重な野生生物の生息地の保全及び種の保護保全について、県民の理解と協力を求めていく。

加えて、宮城県レッドデータブック等で絶滅のおそれがある野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種について、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するため、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例等を制定し、生息区域の保全を図るなど、希少野生生物種の保護及び保全に向けた具体的取組を行う。

希少猛禽類の保護対策については、イヌワシ、クマタカ及びオオタカの3種を中心に、引き続き県内の生息状況、繁殖実績等の情報収集に努めるとともに、希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為に対しては、「猛禽類保護の進め方」(環境省編)に基づき指導する。そのほか、生息環境の維持改善(鉛中毒事故の防止を含む。)、傷病猛禽類の保護、治療及び人工増殖への活用等を実施する。

#### (2) 狩猟鳥獣

長期にわたり狩猟鳥獣として種を維持するため、狩猟で適正な捕獲が行われるよう指導するとともに、生息数の減少が認められる狩猟鳥獣については、鳥獣保護員の協力を得ながら、モニタリング調査を行う。

また、農林水産業や生活環境に被害を及ぼす狩猟鳥獣については、捕獲も含め、保護管理・被害防除策を講じる。

#### (3) 外来鳥獣等

外来生物法を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売・輸入等の規制があることを周知するとともに、動物愛護担当課と連携し、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走について、速やかに対応する。

#### (4) 一般鳥獣

ハクチョウ類等非狩猟鳥獣について誤捕獲がないよう、県職員や鳥獣保護員が巡視するとともに、水鳥の鉛中毒死を防止するため指定猟法禁止区域の管理を実施するなど、一般鳥獣の保護管理に努める。

### 3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類又は期間，猟法の制限，狩猟者の登録数の制限，狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより，地域の事情に応じた狩猟を規制する場の指定，狩猟鳥獣の捕獲数，狩猟期間の制限等を必要に応じてきめ細に実施する。

また，各種制度の運用に当たっては，狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ，関係者の意見を聴取しつつ，柔軟に対処する。

### 4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって，狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等，地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ，被害対策への取組が必要な場合においては，猟友会，農林水産業者など関係者の意見を適切に踏まえ，入猟者承認制度の運用について検討する。

### 5 指定猟法禁止区域

#### (1) 方針

##### 鉛製散弾規制区域の指定

県内の水辺域周辺において鉛散弾を小石と間違えて飲み込んだ水鳥が鉛中毒で死亡する事故が発生していることから，県内の主要な水辺域75箇所（面積18,664ha）を指定している。

本計画期間内においては，狩猟期における取締りや巡視など鉛製散弾規制区域の維持管理に努め，水鳥の鉛中毒死の防止を図るものとする。また，代替散弾の開発・流通状況や鉛散弾規制に対する国の動向を把握しながら，必要に応じて規制区域の見直し等適切な指定を行う。

##### 鉛製ライフル弾規制区域の指定

牡鹿半島地域においては，シカ猟に起因するワシ類の鉛中毒事故の発生が懸念されるため，その防止対策として，鉛製ライフル弾規制区域に指定している。これまで，鉛中毒事故の発生は報告されていないが，今後も，規制を継続するとともに，発生状況の監視に努める。

#### (2) 指定猟法禁止区域指定計画

##### 全体計画

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成23年度	鉛製ライフル弾	1箇所	841ha増(7,927ha 8,768ha)	牡鹿鳥獣保護区縮小に伴う拡大

##### 個別計画

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
平成23年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,768ha (841ha増)	平成23年度～(終期設定なし)	牡鹿鳥獣保護区縮小に伴う拡大

## 6 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであり、愛がん飼養は野鳥の乱獲及び生息数の減少に結びつくことから、原則として新規の登録は認めないこととし、県民に対して広く普及指導を行う。

また、飼養登録の更新に当たっては、飼養個体のすり替え防止を徹底し、飼養の適正化を図る。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ・ 広報媒体等を利用して鳥獣保護思想の普及を図る。
- ・ 現在飼養登録されている個体については、可能な限り更新時に飼養個体と足環を照合するなどし、個体のすり替えがないことを確認する。
- ・ 研修会等を通じ、傷病鳥獣救護に携わる県民ボランティアに飼養登録制度の周知を図る。
- ・ 違法飼養の防止を図るため、警察機関と連携を図りながら、鳥獣行政事務担当職員・鳥獣保護員等による定期的な巡視指導を行う。

## 7 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の2点のいずれにも該当する場合に許可されるよう指導する。

- ・ 販売の目的が規則第23条に掲げる目的に適合する。
- ・ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがない。

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。



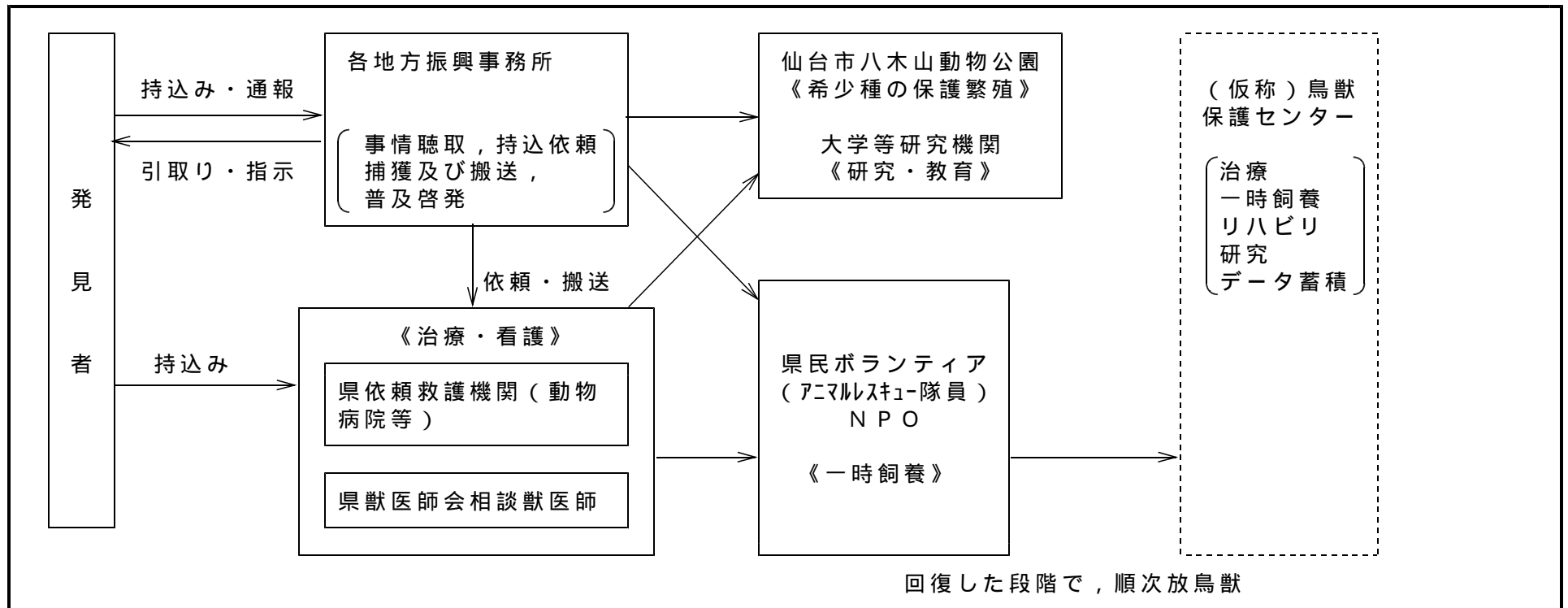
8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

県民等から救護の通報があった傷病野生鳥獣のうち，地方振興事務所長が救護の必要があると判断したものについて，県が協力要請する救護機関（動物病院等）において治療・看護を行い，治療後，早期の野生復帰が困難な場合，知事が委嘱するアニマルレスキュー隊員（県民ボランティア）による一時飼養を行う。

また，野生復帰困難な個体のうち，希少鳥獣については仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図り，その他の鳥獣についてはボランティアによる長期飼養及び大学等研究機関においての活用を検討する。

さらに，県民が自発的に傷病鳥獣救護に参加できるように，野生鳥獣の基本的な取扱い方（幼鳥獣への対処，保定方法，感染症対策等）についての普及啓発に努める。

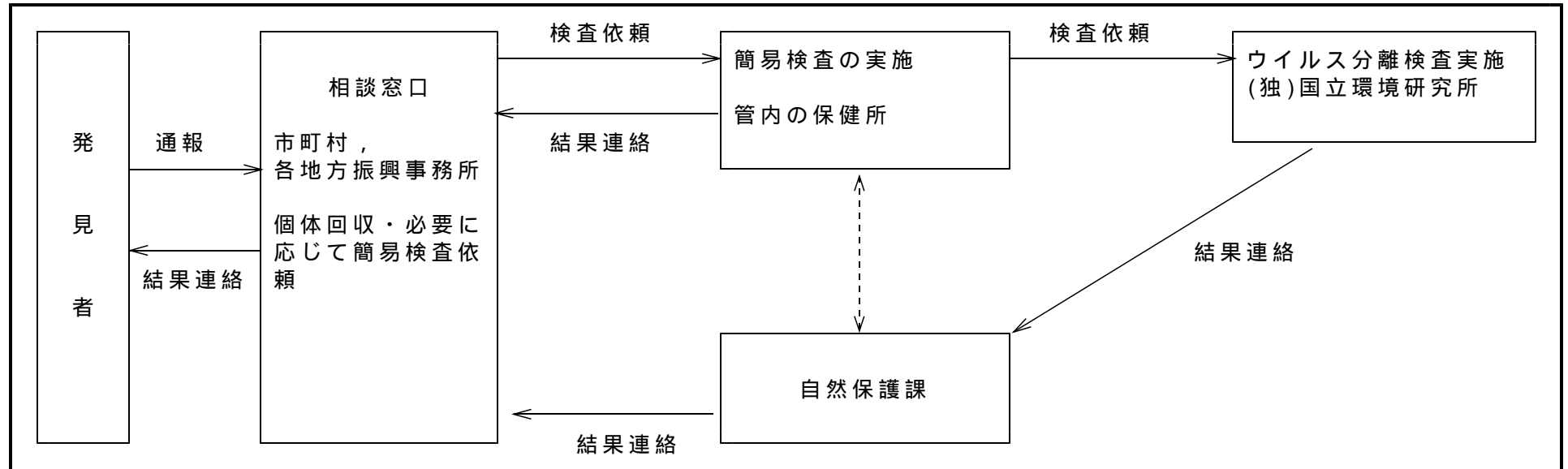
なお，本計画期間内には，行政，獣医師会等関係機関及びボランティア等関係者が連携協力し，保護から野生復帰までの一貫した傷病鳥獣救護システムの総合的な整備を図る。



9 人獣共通感染症への対応

・高病原性鳥インフルエンザについて

野鳥が大量に死んでいるなど，高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合には，保健所，家畜保健衛生所等の協力により簡易検査を実施する。



・その他の人獣共通感染症について

必要に応じ家畜保健衛生所等の協力を得て，検査を実施する。

野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え，触れる際の感染防止（手袋，マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗いうがい等）について，県民，野生鳥獣関係者及び傷病鳥獣救護従事者に周知を図る